相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡阿見町岡崎一丁目一番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　上野　広幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
事務所茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ二〇四号土浦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲野辺敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市磯原町磯原二五五三番地四、最後の住所茨城県北茨城市磯原町磯原二五五三番地の七一　被相続人　亡　蛭田トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
事務所茨城県日立市幸町一丁目一一番四号ソニアビル三階
相続財産管理人　弁護士　白土　大作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一七九九番地、最後の住所埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一二三五番地一
被相続人　亡　新井　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階浦和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　水口　匠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市六軒町二番地一一、最後の住所埼玉県東松山市松葉町三丁目九番六号グレース吉野一〇八号室
被相続人　亡　西嶋　啓吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
埼玉県東松山市**箭**弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所
相続財産管理人　山下三佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区松原二丁目三六番、最後の住所東京都世田谷区松原二丁目三六番五号Ｐｕｒｅ　Ｈｏｕｓｅ
被相続人　亡　堀川　晴美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
東京都中央区銀座三―一一―一八真帆ビル五階笠井総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小笹　勝章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市湯川町二十四部三二番地、最後の住所石川県金沢市水溜町一二番地一
被相続人　亡　受川　成幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
事務所石川県金沢市旭町二丁目九番五号
相続財産管理人　司法書士　前田　勇喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町二口二一五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　開道　守政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
石川県金沢市南町四番六〇号　金沢大同生命ビル六階　瀧沢総合法律事務所
相続財産管理人　瀧沢　明継

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
本籍長野県大町市大町三三〇〇番地、最後の住所長野県安曇野市穂高五一五二番地（フォレストセレブ壱番館一〇一）
被相続人　亡　内山　愼三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
事務所長野県松本市中央二丁目八番二三号津村ビル五階
相続財産管理人　弁護士　愛川　直秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡精華町大字祝園小字神木段二一番・二二番合地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　澤見　孝成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町六七〇番地　京都フクトクビル三Ｆ　いつわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤紗耶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区腕塚町八丁目六番地一、最後の住所兵庫県尼崎市武庫之荘五丁目四五番四八号　被相続人　亡　新居雄二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号
相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区外浜町五丁目三三番地、最後の住所神戸市兵庫区下沢通一丁目四番六―一一〇七号　被相続人　亡　中野　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
事務所神戸市中央区多聞通三丁目三番一六号甲南第一ビル一一階神戸ハート法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木花　高裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区灘北通一〇丁目二番、最後の住所神戸市灘区灘北通一〇丁目二番二三号ストランドパレス四〇二号
被相続人　亡　高松　芳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十六日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号　東成ビル四階　あいおい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白子　雅人

（仮称）社会福祉法人明日葉すみれカンパニー新築工事入札のお知らせ

次の通り一般競争入札に付します。
平成28年12月16日
社会福祉法人明日葉
理事長　中居　綾子

1．工事名称
（仮称）社会福祉法人明日葉すみれカンパニー　新築工事
2．工事場所
大阪府守口市西郷通２丁目16―８
3．工事概要
新築工事（エアコン工事除く）建築一式
4．工事期間
契約締結日から平成29年４月30日
5．入札参加資格等
詳細については下記へ連絡して下さい。
担当：中居　E-mail:　sumire@dab.hi-ho.ne.jp